

2021年4月21日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

【改正表】

2021年 税理士受験対策シリーズ 法人税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただけますようお願い申し上げます。

該当書籍

2021年 税理士試験受験対策シリーズ

法人税法 理論サブノート (2020年8月24日第20版発行)

ISBN978-4-86486-748-1

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
P. 75 20行目～25行目	該当箇所に下記を貼り付けてご使用ください。
<p>(1) 非収益事業に対する寄附金 <u>公益法人等が収益事業に属する資産のうちから、非収益事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。</u> <u>ただし、事実を隠ぺいし又は仮装して経理をすることにより支出した金額については、この限りでない。</u></p> <p>(2) 特定公益信託に対する寄附金 <u>内国法人が特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭の額は、寄附金の額とみなす。</u></p>	
P. 111	問題10-1 青色欠損金の繰越控除及び繰戻し還付 →後段の追加版を合わせてご使用ください。
P. 121	問題11-1 移転価格税制 (国外関連者との取引に係る課税の特例) →後段の追加版を合わせてご使用ください。

P. 136～P. 137	問題13-1 試験研究費の特別控除 →後段の差替版を貼り付けてご使用ください。
P. 139	問題13-1 試験研究費の特別控除 → [7] (2)の下へ後段の追加版を貼り付けてご使用ください。
P. 150～P. 151	問題13-8 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除→後段の差替版を貼り付けてご使用ください。
P. 214 13行目～23行目	該当箇所に下記を貼り付けてご使用ください。
<p>(イ) 内 容</p> <p>公益社団法人又は公益財団法人が収益事業に属する資産のうちから、<u>非収益事業で公益目的事業に該当するもののために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。</u> <u>ただし、事実を隠ぺいし又は仮装して経理をすることにより支出した金額については、この限りでない。</u></p> <p>(ロ) 損金算入限度額の特例 <u>みなし寄附金がある場合において、公益法人特別限度額が一般寄附金の損金算入限度額を超えるときは、公益法人特別限度額を一般寄附金の損金算入限度額とする。</u></p> <p>(ハ) 手続規定 <u>(ロ)の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に公益法人特別限度額及びその明細の記載がある場合に限り適用する。</u></p>	

[5] 新型コロナ特法の特例 (新型コロナ特法7) ★★

法人の令和2年2月1日から令和4年1月31日までに終了する各事業年度において生じた欠損金額については、[3] (4)は適用しない。ただし、期末において次の法人に該当する場合には、この限りでない。

- (1) 大規模法人 (資本金の額が10億円超の法人その他一定の法人をいう。)
- (2) 大規模法人による完全支配関係がある普通法人
- (3) 完全支配関係がある複数の大規模法人に発行済株式等の全部を保有されている普通法人
- (4) その他一定の法人

[6] 災害損失欠損金額の繰戻し還付 (法80⑤) ★★

災害のあった日から同日以後1年を経過する日までに終了する各事業年度等において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その内国法人は、確定申告書等の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、次の法人税額の還付を請求することができる。

$$\text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の災害損失欠損金額相当額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

(注) 還付所得事業年度とは、欠損事業年度開始の日前1年(青色申告書である場合には、前2年)以内に開始したいずれかの事業年度

[5] 書類添付 (措法66の4㉔) ★

法人は、国外関連取引を行った場合には、国外関連者の名称等を記載した書類を確定申告書に添付しなければならない。

[6] 納税・課税の特例 (措法66の4㉔㉗、措法66の4の2①) ★**(1) 更正の請求・更正決定の期限**

- ① 更正の請求…法定申告期限から7年
- ② 更正決定…法定申告期限から7年

(2) 納税の猶予

更正決定に対して一定の申立てをした場合 (申請時に他の国税の滞納がある場合を除く。)には、申請に基づき、その更正決定により増加した税額を限度として、納税の猶予期間に限り、その納税が猶予される。

問題 13-1 試験研究費の特別控除

[1] 総額等に係る税額控除 (措法42の4①②③)★★

(1) 控除基準額

① 原則

青色申告法人の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、②の金額を限度として、その事業年度の法人税額からその試験研究費の額に次の区分に応じた割合を乗じて計算した金額を控除する。

(イ) 増減試験研究費割合 9.4%超

$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (14%を上限)

(ロ) 増減試験研究費割合 9.4%以下

$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ (2%を下限)

(ハ) 設立事業年度又は比較試験研究費が零 8.5%

② 試験研究費割合 10%超

①の割合は次により算定した割合とする。

$\text{①の割合} + \text{①の割合} \times \text{控除割増率}$ (14%を上限)

(注) 控除割増率

$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (10%を上限)

(2) 税額基準額

① 原則

$\text{法人税額} \times 25\%$

② 特例

次の場合には、①の金額に次の区分に応じた金額を加算する。なお、いずれにも該当する場合には、①の金額に(イ)及び(ロ)の合計額を加算する。

(イ) 試験研究費割合 10%超

$\text{法人税額} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$

(注) (試験研究費割合 - 10%) × 2 は 10%を上限

(ロ) 基準年度比売上金額減少割合 2%以上、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超えること

$\text{法人税額} \times 5\%$

[2] 中小企業者等の税額控除 (措法42の4④⑤⑥)★★

(1) 控除基準額

① 原則

中小企業者等の各事業年度(〔1〕の適用を受ける事業年度を除く。)において、試験研究費の額がある場合には、②の金額を限度として、その事業年度の法人税額からその試験研究費の額に次の区分に応じた割合を乗じて計算した金額を控除する。

(イ) 増減試験研究費割合 9.4%超

$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (17%を上限)

(ロ) 増減試験研究費割合 9.4%以下

12%

② 試験研究費割合 10%超

①の割合は次により算定した割合とする。

$\text{①の割合} + \text{①の割合} \times \text{控除割増率}$ (17%を上限)

(注) 控除割増率

$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (10%を上限)

(2) 税額基準額

① 原則

$\text{法人税額} \times 25\%$

② 特例

次の場合には、①の金額に次の区分に応じた金額を加算する。なお、(イ)及び(ロ)に該当する場合には、①の金額に(イ)及び(ロ)の合計額を加算し、(ロ)及び(ハ)に該当する場合には、①の金額に(ロ)及び(ハ)の合計額を加算する。

(イ) 増減試験研究費割合 9.4%超

$\text{法人税額} \times 10\%$

(ロ) 試験研究費割合 10%超 ((イ)の場合を除く。)

$\text{法人税額} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$

(注) (試験研究費割合 - 10%) × 2 は 10%を上限

(ハ) 基準年度比売上金額減少割合 2%以上、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超えること

$\text{法人税額} \times 5\%$

(3) 試験研究費の額

次の金額の合計額をいう。なお、その金額に係る費用に充てるため他の者から支払を受ける金額を控除した金額とする。

① 次の費用の額で損金の額に算入されるもの

- (イ) 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で一定のもの
- (ロ) 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する費用で一定のもの

② その他一定の費用

問題 13-8 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

〔1〕中小企業者等以外 (措法42の12の5①)★★

(1) 内 容

青色申告法人が、国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、その事業年度の法人税額から②の金額を控除する。

$$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$$

(2) 控 除 額

次のいずれか小さい金額とする。

① 控除対象新規雇用者給与等支給額×15% (注)

(注) $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$ の場合には、20%とする。

② 法人税額×20%

〔2〕中小企業者等 (措法42の12の5②)★★

(1) 内 容

中小企業者等が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、その事業年度の法人税額から②の金額を控除する。

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

(2) 控 除 額

次のいずれか小さい金額とする。

① 控除対象雇用者給与等支給増加額×15% (注)

(注) 次の場合には、25%とする。

(イ) ①の要件 $\geq 2.5\%$

(ロ) 次のいずれかの要件を満たすこと

① $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$

② その事業年度終了の日までに、中小企業等経営強化法の認定を受けたもので、一定の証明がされたものであること。

② 法人税額×20%

〔3〕手続規定 (措法42の12の5⑤)★★

〔1〕及び〔2〕の規定は、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除対象新規雇用者給与等支給額又は控除対象雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる控除対象新規雇用者給与等支給額又は控除対象雇用者給与等支給増加額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象新規雇用者給与等支給額又は控除対象雇用者給与等支給増加額を限度とする。

〔4〕適用除外事業者 (措法42の12の5②)★

適用除外事業者に該当する場合には、〔2〕は適用しない。